

report.1

西口再開発ビルの状況

特定建築者の公募状況について

平成 29 年	
6月 15 日	特定建築者募集要項の公表（市ホームページ、建設業界紙等）
6月 15 日～6月 26 日	応募登録の受付（1者応募）
6月 29 日	応募登録者の決定（東急不動産・蓮田病院事業共同体）
7月 7 日～8月 15 日	事業提案書の受付
8月 15 日	事業提案書の延期願が提出
8月 22 日	埼玉県より「医療法人が再開発事業の特定建築者となりビルを建設することは医療法上できないと判断する」という連絡が入る。
9月 4 日	埼玉県より 8月 22 日に連絡を受けた内容が書面で届く。
9月 25 日	東急不動産・蓮田病院事業共同体より辞退届けが提出される。
11月 20 日	2回目の特定建築者の公募が公表される。
12月 18 日～12月 27 日	応募受付
平成 30 年	
(予定) 1月 5 日	応募資格審査
(予定) 1月 10 日～2月 15 日	事業提案の受付



医療法第 42 条に関する埼玉県の見解

埼玉県より連絡のあった、医療法上できないと判断された理由について



医療法第 42 条は、医療法人の本来業務である病院等の運営に支障のない限りにおいて、行うことができる付帯業務を限定列挙した条文です。

具体的には、①医療関係者の養成又は再教育、②医学又は歯学に関する研究所の開設、③へき地診療所等の経営、④疾病予防運動施設の開設、⑤疾病予防温泉利用施設の開設、⑥薬局の開設や介護保健事業等の実施、⑦保育型認定こども園等の開設、⑧有料老人ホームの開設、などが定められています。

第 42 条には、都市再開発法に基づく特定建築者の業務は含まれていません。
(医療法人が行なうことはできません)



他市では、医療法人が特定建築者になれた事例がある事から厚生労働省に確認したところ「蓮田市の場合は蓮田市と特定建築者が交わす協定書の内容等を確認して、判断しその旨を埼玉県につたえました。」との事でした。

※厚生労働省、埼玉県には私が直接話を伺いました。



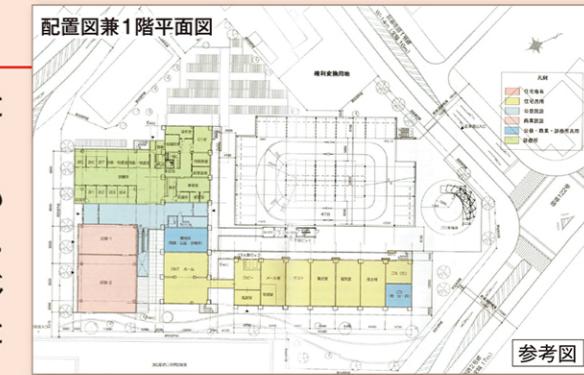
report.2

菊池よしひとの 12 月定例会 一般質問について

西口再開発事業について

1回目の公募では募集が1者でその1者が辞退するという残念な結果になってしまいました。

私は市議会議員になって約2年半関係者が1日でも早く完成させようと努力をしていたのを見てきました。しかし、特定建築者公募までのプロセスで違和感を感じる点がございましたので、1日でも早く竣工させるという強い思いを込めて質問をしました。



一般質問の議事録については
蓮田市のホームページ→市議会→会議録の検索と閲覧でご覧になります。

「医療法人が再開発事業の特定建築者となり、ビルを建設することは、医療法上できないと判断する」と埼玉県に言われたことに対する蓮田市の見解を質問しました。

質問

「現在でも蓮田市の見解として医療法第 42 条に触れないと考えていますか」

担当部長 答弁

「医療法では医療法人の業務範囲として第 39 条に医療法人としての本来業務、第 42 条に医療法人が行う事が出来る付帯業務が定められております。今回蓮田市の再開発ビルで医療法人が取得する床は診療所に関係する部分のみの予定でございました。医療法人が取得するものを診療所として運営する予定でございましたので、市としても第 42 条の付帯業務ではなく第 39 条の本来業務に該当するのではないかと、考えています。しかし、埼玉県医療整備課から医療法上の解釈に係るご助言をいただきましたので、このまま手続きが進みますと、特定建築者となる医療法人が医療法に抵触する事もございますので、市としても県の助言に従つたものでございます。」

市長への質問

「医療法第 42 条に違反していると考えていますか」

市長 答弁

「違反していると思いません。埼玉県の見解も適当ではないということで非常にグレーな指導でありまして、そういった点ではこのへんは非常に微妙な理解のしかただと思っています。」

埼玉県と蓮田市の医療法人が特定建築者になる事に対しての見解が全く違う事がわかりました。私の結論としては事前に医療法第 39 条及び第 42 条について埼玉県、厚生労働省に確認して、見解を統一していかなければと思います。私も反省すると共に今後、このような事にならないように努めてまいりますので、ご指導下さい。

※一般質問の内容を全て記載することが難しかったため、一部を記載させて頂きました。

他に、「9月定例会での市長の発言について埼玉県より市長の認識を改めてもらうように申し入れがあった件」「1階の保留床（診療所）部分医療機関の選定について」「竣工予定が平成 32 年 4 月から平成 32 年 9 月に変更になった影響について」

大項目 2 として「藤木地区の黒浜緑地管理について」を質問しました。